

改正児童福祉法について（第一部）

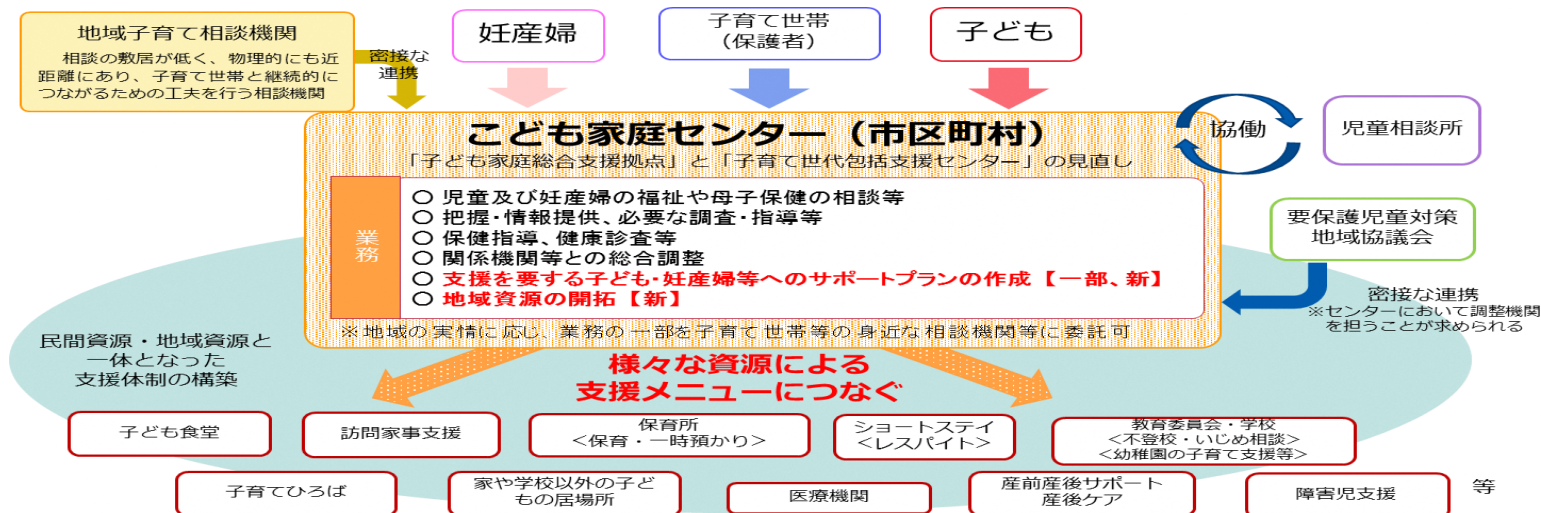
厚生労働省子ども家庭局

1. こども家庭センターについて

- 改正児童福祉法により、市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとした。
- こども家庭センターは、これまで子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターにおいて実施している相談支援等の取組に加え、新たに
 - ・妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）や、
 - ・民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓、を担うことで、更なる支援の充実・強化を図るもの。
- 令和6年4月の施行に向け、以下の準備を進めていただきたい。

- ①子ども家庭総合支援拠点未設置市町村 ⇒ 拠点の早期設置。その際、②の一体的な相談支援体制の整備等を併せて検討。
- ②拠点・包括支援センター設置市町村 ⇒ 一体的な支援体制（詳細は次頁）を整備しつつ、新たな業務の実施に向け検討。

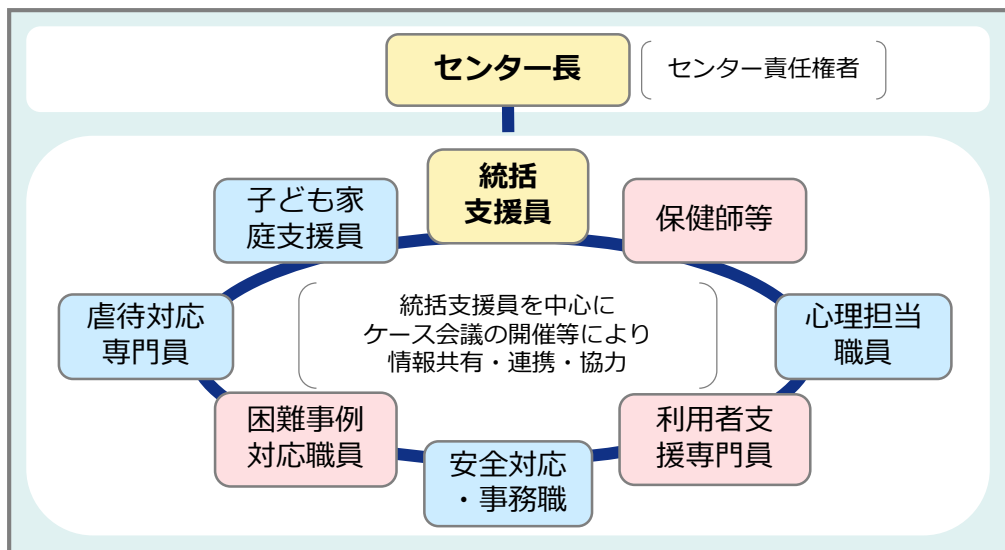
※一体的な支援体制の整備に当たっては、安心こども基金の活用が可能（R5まで、通例より高い補助率で支援）
※今年度、調査研究によりこども家庭センターに係るガイドラインを作成する予定。



2. こども家庭センターの組織体制について

- これまで子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点とは、それぞれの設立の意義や機能に基づき、整備されてきた。こども家庭センターでは、共通の管理職や統括支援員のもと、各専門職が共同して業務を遂行することとなるため、
 - ・ こども家庭センターにおける母子保健と児童福祉の業務は、**同一の場所で実施することが望ましいが、**
 - ・ **児童福祉と母子保健の一体的な提供ができる体制が整っている場合は、場所が分離している場合等を含め、「こども家庭センター」を設置したもの**とする。
 - 一体的な提供ができる体制としては、例えば、以下のような要件を満たすことを想定。
 - ① 「こども家庭センター」（又はこれに類する自治体独自の統一的名称）を称し、必要な機能を有すること
 - ② センター長（センター責任権者）を配置し、センター長をトップとした指揮命令系統の確立
 - ③ 統括支援員（母子保健と児童福祉双方について十分な知識をもつ者）を中心として、子ども家庭支援員等や保健師等の各専門職が一体的に支援を行う体制を構築すること
- ※ こども家庭センターについては令和4年度に調査研究を実施し、設置運営に係るガイドラインを作成することとしており、詳細については調査研究の内容も踏まえ、お示しする予定。

【こども家庭センターの組織体制のイメージ】



- 新たに配置を想定（現行、安心こども基金により財政支援。センター長と統括支援員は市町村の実情に応じて、兼務可。）
- 現行の子育て世代包括支援センター職員
- 現行の子ども家庭総合支援拠点職員

※ 自治体の規模別に柔軟な人材配置を検討予定

3. こども家庭センターの組織体制イメージ

こども家庭センター（市町村）の組織体制イメージ

- センターの設置において、組織・場所の統一は必ずしも求めないが、母子保健と児童福祉の一体的な支援の提供のため、センター長をトップとした指揮命令系統を確立することが必要。
- 市町村が直接センター業務を担う場合、例えば、以下のような対応が考えられる。

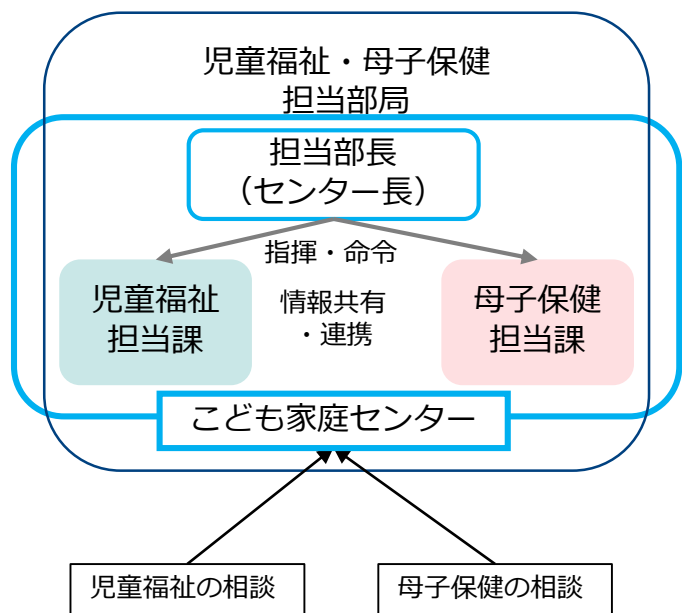
【パターン1】 母子保健と児童福祉の担当課（係）が同一の部局（課）

▶ 部局（課）長をセンター長に任命

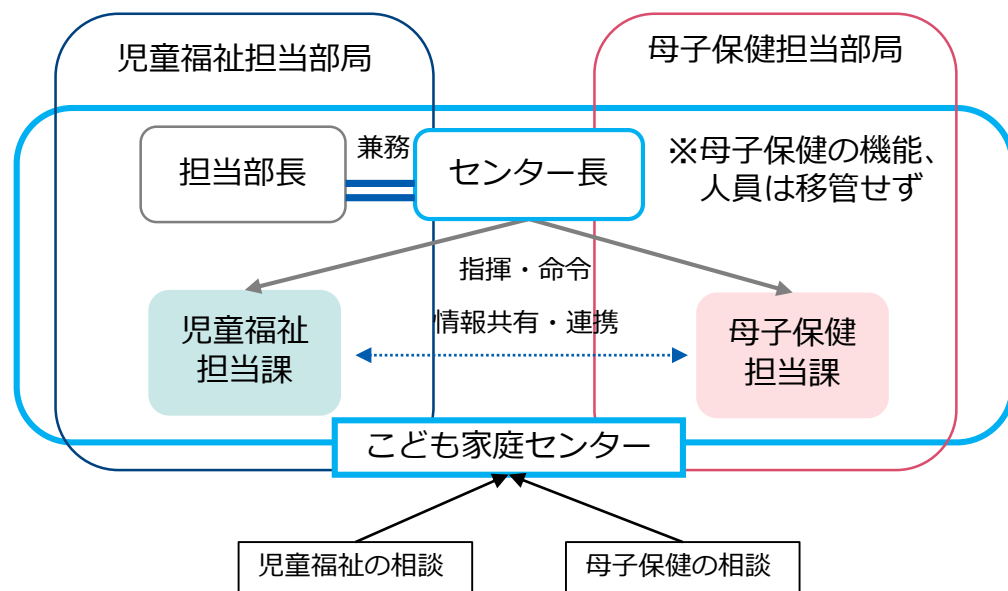
【パターン2】 母子保健と児童福祉の担当課（係）が別の部局（課）

▶ 一方の担当部局（課）長をセンター長に充て、両職員にセンター職員を発令し、必要な指揮命令系統を確立

【パターン1】



【パターン2】

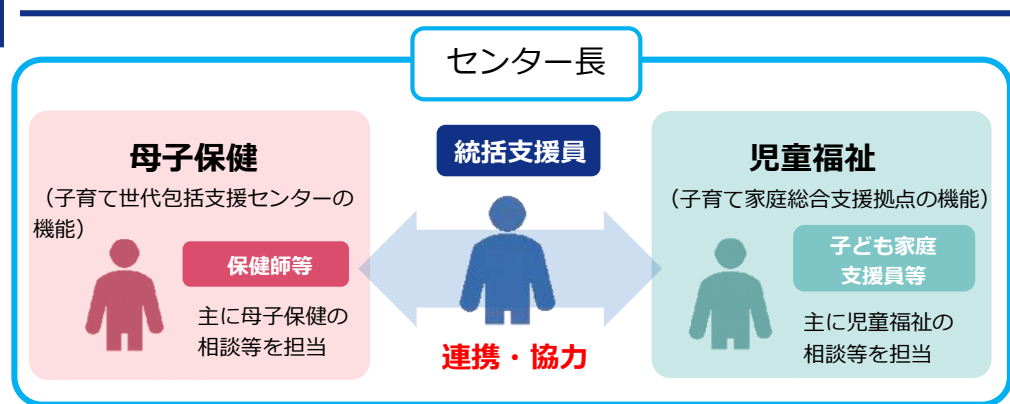


※母子保健担当部局にセンター長を配置する場合も想定される

4. 児童福祉と母子保健の一体的支援（連携・協力） / サポートプラン

こども家庭センターにおける一体的支援（連携・協力）

- こども家庭センターでは、**主に児童福祉（虐待対応を含む。）の相談等を担当する子ども家庭支援員等と、主に母子保健の相談等を担当する保健師等**が配置され、それぞれの専門性に応じた業務を実施する。
- その上で、**新たに配置される統括支援員**が中心となり、子ども家庭支援員等と保健師等が**適切に連携・協力**しながら、妊産婦やこどもに対する**一体的支援**を実施することとなる。



サポートプラン（S P）

- サポートプラン（S P）の作成に当たってはできる限り**妊産婦やこどもの意見を確認する**とともに、作成したS Pは**原則として本人に交付**する。
- S Pの**作成対象者**は以下のとおり。 ※②は、現行の子育て世代包括支援センターで作成している「支援プラン」の作成対象者と同様である。

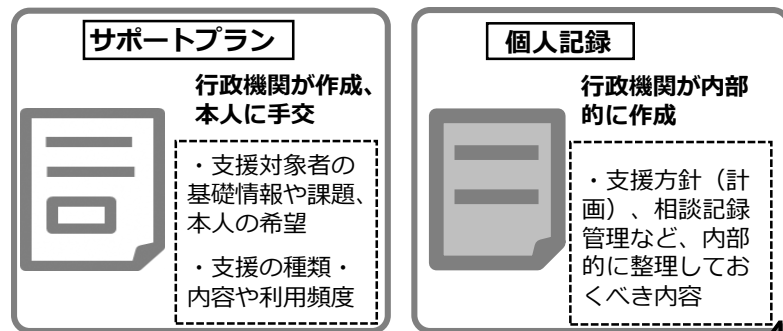
- ①児童及び妊産婦の福祉に関し、包括的な支援を必要とする**要支援児童、要保護児童、特定妊婦その他の者**（改正児童福祉法第10条第1項第4号）
- ②母子並びに乳児及び幼児の心身の状態に応じ、**健康の保持及び増進に関する支援を必要とする者**（改正母子保健法第9条の2第2項）

- S Pに記載する内容は以下を想定している。

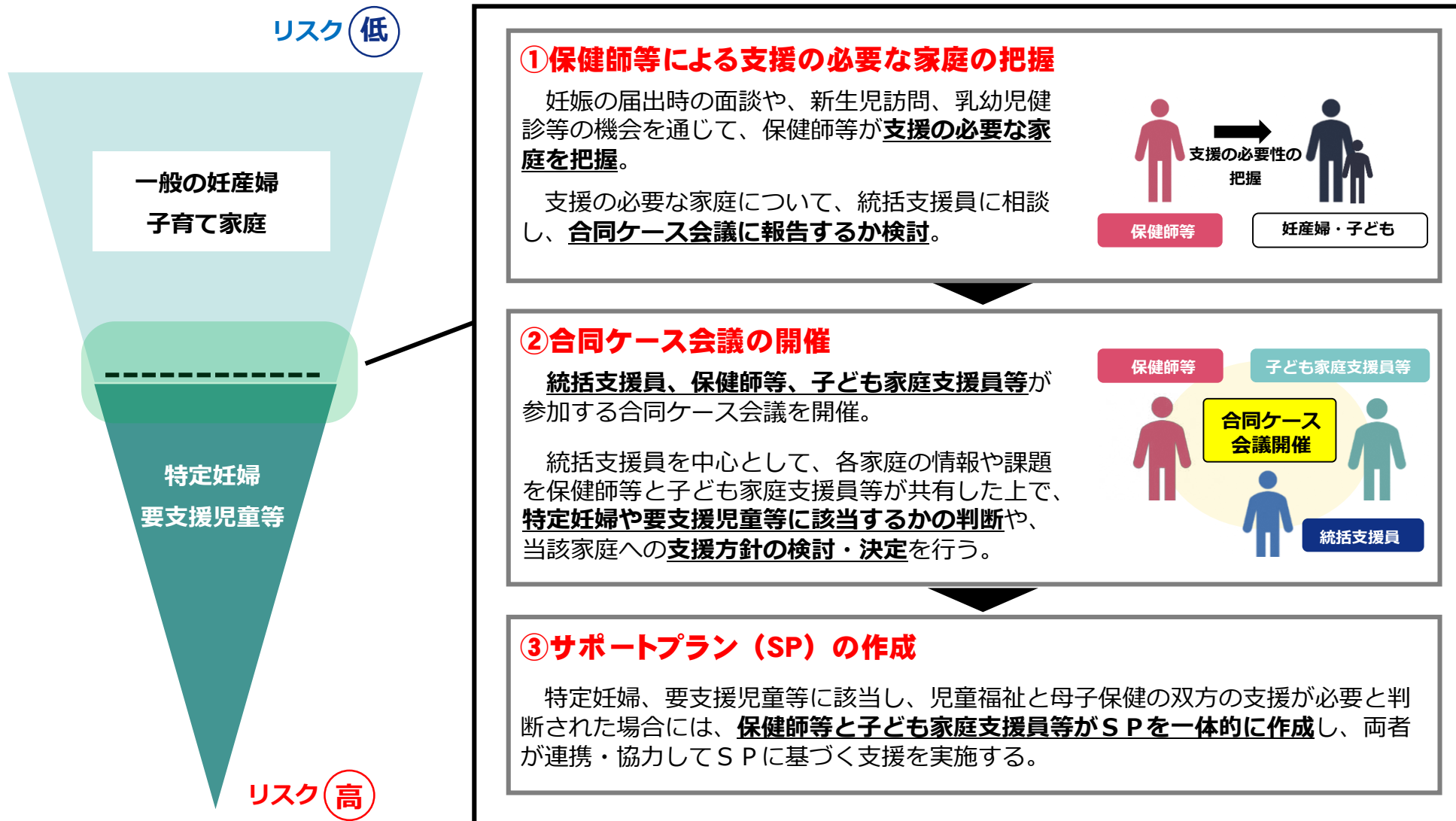
基本情報：**作成年月日・担当者、支援対象者の基礎情報や課題・本人の希望**
支援内容：**支援の種類・内容や利用頻度・期間**

※今後、標準的な様式をお示しする予定

- S Pとは別に、支援対象者の支援方針（計画）や家庭状況、相談記録管理など、**行政機関が内部的に整理しておくべき内容を記載する個人記録**も作成する。



- 児童福祉と母子保健の双方の支援が必要な妊産婦・子どもに対する**保健師等と子ども家庭支援員等の連携・協力のフロー（イメージ）**は以下のとおり。



①保健師等による支援の必要な家庭の把握

妊娠の届出時の面談や、新生児訪問、乳幼児健診等の機会を通じて、保健師等が**支援の必要な家庭を把握**。

支援の必要な家庭について、統括支援員に相談し、**合同ケース会議に報告するか検討**。



②合同ケース会議の開催

統括支援員、保健師等、子ども家庭支援員等が参加する合同ケース会議を開催。

統括支援員を中心として、各家庭の情報や課題を保健師等と子ども家庭支援員等が共有した上で、**特定妊婦や要支援児童等に該当するかの判断**や、当該家庭への**支援方針の検討・決定**を行う。



③サポートプラン（SP）の作成

特定妊婦、要支援児童等に該当し、児童福祉と母子保健の双方の支援が必要と判断された場合には、**保健師等と子ども家庭支援員等がSPを一体的に作成**し、両者が連携・協力してSPに基づく支援を実施する。

※なお、（1）乳幼児健診後の精密検査の受診支援など、母子保健の観点のみから支援が必要な場合や、（2）要支援児童等のうち非行少年など児童福祉の観点のみから支援が必要な場合は、上記フローによらず、（1）は保健師等が中心となって、（2）は子ども家庭支援員等が中心となって、SPを作成する。

市区町村における子育て家庭への支援の充実

- 要支援・要保護児童（※1）は約23万人、特定妊婦（※2）は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。
※1 保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童 ※2 出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦
- 地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。
- 市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が利用勧奨・措置を実施する。

子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。
例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う
例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う。
例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング） 等

子育て短期支援事業

- 保護者が子どもと共に入所・利用可能とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専用人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

一時預かり事業

- 子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

- ✓ 市区町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金の充当

改正児童福祉法施行に向けたスケジュール

